



平成21年4月30日

各位

会社名 株式会社 資生堂
代表者名 代表取締役社長 前田 新造
(コード番号 4911 東証第1部)
問合せ先 IR 部長 斉藤 幸博
(TEL. 03-3572-5111)

単元株式数の変更および定款の一部変更 ならびに株主優待制度の変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記の通り、単元株式数の変更および定款の一部変更ならびに株主優待制度の変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1) 変更の理由

当社は、当社株式の流動性の向上および投資家層の拡大を図るため、当社株式の単元株式数の変更を行います。

(2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株へ変更します。

(3) 変更予定日

2009年10月1日(木)

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

単元株式数の変更に伴うものです。

(2) 変更の内容

会社法195条に基づき、本日開催の取締役会にて、当社定款の変更(付則第1条の新設)を行うことを決議しました。

付則

第1条 平成21年10月1日より本定款第9条第1項で定める単元株式数を1,000株より100株に変更する。

2. 本条は、前項に定める本定款第9条第1項の変更のときをもって削除するものとする。

<ご参考> 当社定款第9条第1項

第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。

上記変更に伴い、2009年10月1日(木)をもって株式会社東京証券取引所における売買単位は1,000株から100株に変更されます。

3. 株主優待制度の変更について

(1) 変更の理由

当社は、当社製品を広く知っていただくための商品PR・株主サービスの一環として、毎年3月31日現在、当社株式を1,000株以上保有の株主さまを対象に、当社製品の詰め合わせセットのご提供か、もしくは社会支援団体への寄付のいずれかをお選びいただける株主優待を実施してまいりました。

前述のとおり、当社は本年10月1日に単元株式数の引き下げを実施し、幅広い投資家のみなさまに当社株式をご購入いただきやすくすることといたしました。

同時に株主優待制度を見直し、2010年度より株主優待を、当社株式を保有し支援し続けてくださる株主のみなさまへの「株主感謝品」として位置づけ、ご提供対象と内容を変更することといたしました。

(2) 変更の内容

①ご提供対象の変更(下線は変更部分)

株主優待のご提供対象	株主感謝品のご提供対象
毎年3月31日現在、当社株式を1,000株以上保有している株主さま	毎年3月31日現在、当社株式を、 <u>1年以上</u> 、1,000株以上保有している株主さま (ただし、変更初年度の2010年度は、2010年3月31日時点で当社株式を1,000株以上保有されている株主さま全員にご提供します。)

②ご提供内容の変更

株主優待品の内容	株主感謝品の内容
当社製品の詰め合わせセットのご提供 もしくは社会支援団体への寄付	株主さま限定オリジナルフレグランスのご提供 もしくは、 地球環境保護活動への支援

(3) 2009年度の最後の株主優待

2009年3月31日現在で当社株式1,000株以上保有の株主さまには、現行株主優待制度における最後の株主優待品をご提供します。

○株主優待品:

新しくなったTSUBAKIダメージケアヘアケア5品セット あるいは

資生堂社会貢献くらぶ-花椿基金-を通じたWWF(世界自然保護基金)への寄付

○優待品発送時期:2009年7月下旬予定

以上